

生徒及び保護者各位

茨城県立勝田高等学校長 下山田 芳子

本校の学校再開ガイドラインの内容の一部変更について（通知）

平素より本校の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では6月8日以降、本県のコロナ対策指針【Stage 1】に基づき、通常授業が再開いたしました。その際、本校では、皆様へ令和2年6月8日付け通知文書にて、本県のガイドラインに基づき「本校における学校再開ガイドラインおよびチェックリスト」を作成し、これらを活用しながら新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図ることをお知らせしたところです。

このたび、本県の学校再開ガイドラインの内容の一部変更に伴い、「本校における学校再開ガイドラインおよびチェックリスト」も6月30日（火）より下記のとおり一部変更することといたします。

つきましては、下記の変更内容についてご理解いただき、ご家庭における感染症対策の取り組みにおかれましても引き続きご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、今後の国や県の通知によって本校の対応に変更が生じた場合は、随時連絡をいたしますのでご理解をお願いいたします。

記

1 学校再開ガイドライン「12 生徒の出欠の扱い」

- | |
|--|
| <p>(1) 授業日に、新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休む場合は、保護者からの連絡を受けて「出席停止・忌引の日数」として記録し、欠席扱いとしない。</p> <p>(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、まず、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。</p> |
|--|

変 更

変更箇所は、下線で示した。

- | |
|--|
| <p>(1) 授業日に、新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休む場合は、保護者からの連絡を受けて、<u>以下</u>の場合は、出席停止とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の感染が判明した場合、又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合。 ・生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合、又は感染がまん延している地域（「特定（警戒）都道府県」、「感染拡大注意都道府県」、「感染観察都道府県の注意を要する地域」）において、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合。 <p>(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、まず、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。<u>その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由がある場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いを行う。</u></p> |
|--|

2 その他

本県のコロナ対策指針【Stage 1】においては、以下の対応の可能性がありますのでご理解をお願いいたします。

- (1) 校内における近距離での会話や発声等が必要な場面においても、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。
- (2) 授業において、感染症対策を十分に行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施する。
例：近距離での対面形式となるグループワークなどは、回数や時間を極力絞って実施する。